



～農地取得に係る下限面積要件が変更になりました。～

4月1日に山形市農業委員会より「農地取得に係る下限面積を変更した」との連絡がありました。すでに山形市役所のHPにも掲載されておりますが、内容は以下の通りです。

耕作をするために農地の売買や賃借をするときは、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

この許可要件の一つに権利取得後の農業経営面積の要件がありますが、山形市では農地法に基づき農業委員会が定める別段の面積（下限面積）を平成31年4月1日から次のように変更されました。

※この変更により、つぎのような場合、新たに農業を始めようとする方でも0.1アールから農地の権利を取得出来るようになります。つまり、

変更前 山形市内 30アール
隣接する宅地等と農地を一体的に利用困難な農地は1アール
(但し、農振農用区域外に限る)

変更後 山形市内 30アール
但し、次のいずれかに該当する場合には、0.1アール
①隣接する宅地等と農地を一体的に利用しなければ、農地として利用困難な農地
②山形市空き家バンクに登録された空き家等に付随する農地

特に、市街化調整区域の空き家に付随する農地について、これまで農家でないと農地を購入所有出来ない問題があり、空き家対策が思うように進まない問題がありましたので、一歩前に進めることが可能になるのではないのでしょうか。

詳細は農業委員会の方に許可要件について、具体的にご相談ください。

◆新入会員紹介／31年度入会◆

商号 (株)KF1 (県知事第2628号)
所在地 山形市桜町4丁目5番37号
代表者 代表取締役 徳永学
宅建士 樋口睦子
概要 代表の徳永氏は(株)クリエイト礼文、(株)佐助と在籍してこられ、今般独立開業となりました。これまでの経験を活かし、会員皆さんの協力を得ながら頑張っていくこと。よろしくお願いします。

～報告～

- 3月
・23日(土) 無料相談会(渡邊・渡辺)：宅建会館
4月
・15日(月) 30年度会計業務監査：宅建会館
・19日(金) 4月定例理事会：宅建会館
～予定～
4月
・25日(木) 総務部会(総会打合せ)：宅建会館
・26日(金) 相談役との懇談会：宅建会館
・27日(土) 無料相談会(山川・松本)：宅建会館
5月
・9日(木) 5月定例理事会：宅建会館
・28日(火) 県協会等三団体通常総会
：メトロポリタン山形

4/1から無料相談会が予約制に変わります。毎月最終土曜に県協会の委託事業として、宅建会館において無料相談会を実施しておりますが、新年度より事前予約が必要となります。お知り合いから照会があったときは、宅建山形に電話くださるようお願いいただければ幸いです。毎月の実施日は「広報やまがた」15日号に掲載予定です。

～第53回通常総会について～

日時 令和元年5月16日(木)
午後3時開会

会場 ホテルキャッスル3階「万葉」

上記日程となっております。お忙しいところ恐縮ですが、ご出席予定よろしくお願いたします。

なお、総会議案書発送が4月30日予定となっております。10連休となり到着が遅れますが、よろしくお願いたします。

編集後記

4月1日に元号が「令和」と発表になりました。また、出典は万葉集(初春の令月にして、気淑く風和ぎ)とのこと。5月1日より施行されます。

今年の山形市の桜は、4月10日開花宣言、すでに各地は桜花爛漫の季節になり、皆さん大型連休前に花見を十分に楽しみ、そして、連休明けは仕事に頑張らしましょう！！

総務部/海和 新